

答 申

審査会の結論

北九州市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書を不開示とした決定は妥当である。

理 由

第1 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成21年7月7日、北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「A区役所の市税課が所持する、Bに係る課税台帳及び源泉徴収票」

- 2 実施機関は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成21年7月21日付で、行政文書の全部について開示を行わない旨の決定（平成21年7月21日付北九財税課第260号。以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知し、異議申立人は、当該行政文書不開示決定通知書を平成21年7月23日に受領した。

- 3 異議申立人は、平成21年9月14日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第2 異議申立人の主張要旨

- 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

- 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分は、事実を無視した条例第 10 条第 1 項の不当運用である。存否応答拒否という請求拒否は、市民の「事実を知る権利」に対する異例的制約であり、当然その濫用は慎むべきである。
- (2) 私は、交通事故損害賠償事件で B の長男（小学〇年生）と B を提訴し、勝訴判決を得ている。強制執行手続に必要なため、B の勤務先名等を把握する必要がある。私の生活・財産を保護する必要性と、不開示にすることにより保護される B の権利利益は、私が上回るのであるから、存否を明らかにせず不開示にする処分庁の処分は妥当性がない。市民に対する真摯な対応でない、熟慮しない粗雑行政であると言わずにおれない。ケースバイケースで柔軟に対応すべきである。
- (3) 強制執行手続に必要な情報は、条例第 7 条第 1 号ただし書イに規定している、私の「生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると考える。
- (4) B は、法廷で「医療費・薬代は支払う」と明言しておりながら今日まで賠償しようとしなない。このような、非社会人的行為に対しては断固対処しなければならない。異議申立人一個人の問題だけでない。公序良俗の形成、公益上からも本件情報開示は必要である。

第 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書において主張している内容は、次のように要約される。

- 1 仮に本件行政文書を実施機関が保有していることが明らかになれば、B が就労していることや市内に居住し本市に納税義務を負っていることといった条例第 7 条第 1 号に該当する個人情報を開示してしまうことになるため、本件は「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」（条例第 10 条第 1 項）に該当する。
- 2 異議申立人は自己の主観的利益のために本件行政文書の開示を請求しており、公に開示することの客観的利益は認められないから、本件行政文書は、条例第 7 条第 1 号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当しない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立ての対象となった本件行政文書を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件行政文書の概要等

本件行政文書は、「A区役所の市税課が所持する、Bに係る課税台帳及び源泉徴収票」であり、次の文書が該当するものと認められる。

- ・個人市民税課税台帳
- ・給与支払報告書

個人市民税課税台帳は、法で作成が義務付けられているものではないが、本市においては、個人市民税の課税状況を把握、確認するための資料として、納税者毎に作成されている。これには、納税者の住所、氏名及び生年月日のほか、種類別の所得金額、所得控除の内容、課税額などが記載されている。

給与支払報告書は、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6の規定により給与の支払いをする事業者により作成され、当該給与の支払を受けている者の1月1日現在における住所所在の市町村の長に提出されている。これには、支払いを受ける者の住所、氏名及び生年月日、支払者の住所又は所在地、氏名又は名称のほか、前年中の給与所得の金額、所得控除の内容などが記載されている。

2 条例第10条第1項（行政文書の存否に関する情報）該当性

(1) 処分庁は、本項に該当するとして、本件行政文書を不開示とした。

(2) 条例第10条第1項は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」ことを定めている。

本項は、開示請求に対しては、行政文書の存否を明らかにした上で、開示決定等をすべきであるが、その例外として、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができることを定めたものである。

このような規定の趣旨に従い、以下のとおり検討することとする。

(3) 本項該当性判断

条例第7条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書ア～ウに該当する場合を除

き、不開示情報と規定している。

個人市民税課税台帳には、納税者の住所、氏名及び生年月日のほか、種類別の所得金額、所得控除の内容、課税額などが、また給与支払報告書には、支払いを受ける者の住所、氏名及び生年月日、支払者の住所又は所在地、氏名又は名称のほか、前年中の給与所得の金額、所得控除の内容などが記載されており、いずれも、特定の個人が就労している若しくはしていないという事実の有無、及び特定の個人が市内に居住し本市に納税義務を負っている若しくは負っていないという事実の有無を表すものである。これらの事実の有無についての情報は、いずれも個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものと認められ、また、ただし書ア～ウに該当しないことから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

したがって、本件行政文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1号の不開示情報を開示することになるため、条例第10条第1項の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

なお、異議申立人は、自分がBと利害関係にあることから、審査請求に係る処分は条例第10条の不当運用である旨主張している。しかしながら、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示・不開示の判断にあたっては、開示請求者が誰であるか、開示請求者と特定個人との利害関係の有無等の事情については考慮されないのであり、異議申立人の主張を認めることはできない。

異議申立人はその他にも主張しているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分において不開示とされた情報について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。